

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本町の歴史的風致として、英彦山神宮^{ひこさんじんぐう}にまつわる歴史的風致、添田本町地区^{そえだほんまち}と神幸祭^{じんこうさい}にみる歴史的風致、英彦山水系流域^{ひこさんすいけいりゅういき}にみる歴史的風致、彦山踊り^{ひこさんおど}にみる歴史的風致、英彦山詣^{ごんげんこう}でと英彦山権現講^{たかすみじんじゃ}にみる歴史的風致、高住神社^{たかすみじんじゃ}にまつわる歴史的風致の6つを挙げた。

1) 英彦山神宮にまつわる歴史的風致

かつて興隆を極めた英彦山修験道^{しゅげんどう}は、英彦山神宮銅鳥居^{ひこさんじんぐうかねのとりい}*¹から英彦山神宮奉幣殿^{ひこさんじんぐうほうへいでん}*²を結ぶ参道とそれらを取りまく宿坊等の歴史的建造物から、往時の姿をしのぶことができ、その中で英彦山神宮にまつわる神事等の活動が現在まで続いてきた。

柱松神事^{はしらまつしんじ}にはじまり、御潮井採り^{おしおいと}、御田祭^{おんたさい}、神幸祭^{じんこうさい}と続く、これら一連の英彦山神宮にまつわる神事がつくりだす情景からは、英彦山大権現への篤い信仰と、英彦山の参道を軸に形成される歴史的風致を感じることができる。

2) 添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致

添田本町地区の神幸祭は、英彦山にまつわる神幸祭の流れと祇園祭の流れを汲む祭りとして、今は疫病退散や町内安全を祈願している。この神幸祭は、岩石城の城下町に端を発して整備された日田道沿いの町割りの上に、中島家住宅^{なかしまけじゅうたく}を中心とする町家建築が軒を連ねる中で老若男女関わらず参加する祭りで、稲穂に見立てた華やかなバレン飾りをなびかせて山車が巡幸する様は、白壁に映えて非常に美しい。往時の町家の人々の歓声や活気が蘇ってくるようであり、白山神社^{はくさんじんじゃ}の権現信仰と相まって歴史的風致が形成されている。

3) 英彦山水系流域にみる歴史的風致

春、英彦山水系の村々では春告げの祭として神幸祭が行われ、豊穰を祈るために神々と結ぶ神楽や獅子楽が奉納されてきた。山神への崇敬、畏敬を忘れず、英彦山水系の村々の若衆や子供たちの奉納する躍動みなぎる神楽や獅子楽は山里の特徴ある風情として地域に浸透している。山間に鳴る笛の音、太鼓の響きは山へと木霊し、今も続く山と里を結ぶ情景から、歴史的風致を感じることができる。

4) 彦山踊りにみる歴史的風致

盆会の8月14日、この日ばかりは遠く山を離れた子や孫たちも帰省し、祖霊とともに山懷に抱かれる。月明かりに照らされた祖霊祭の行われる報恩寺跡境内^{ほうおんじあと}には、久しぶりに子供たちのはしゃぐ声が響き、かつての賑わいが思い返される。町溜^{まちだまり}、勢溜^{せいだまり}では大きな輪をつくり、三味線や笛、太鼓の音頭、口説き手の声が闇夜に静かに溶け込み、菅笠姿^{すががさ}の踊り手のしなやかな足運びは、深山にも「みやこ情緒」が感じられ、歴史的風致が形成されている。

* 1 文化財指定名称は「英彦山神社銅鳥居」であるが、文化財を指す場合を除き現名称である「英彦山神宮銅鳥居」と表記する。

* 2 文化財指定名称は「英彦山神社奉幣殿」であるが、文化財を指す場合を除き現名称である「英彦山神宮奉幣殿」と表記する。

5) 英彦山権現講をはじめとする英彦山詣でにみる歴史的風致

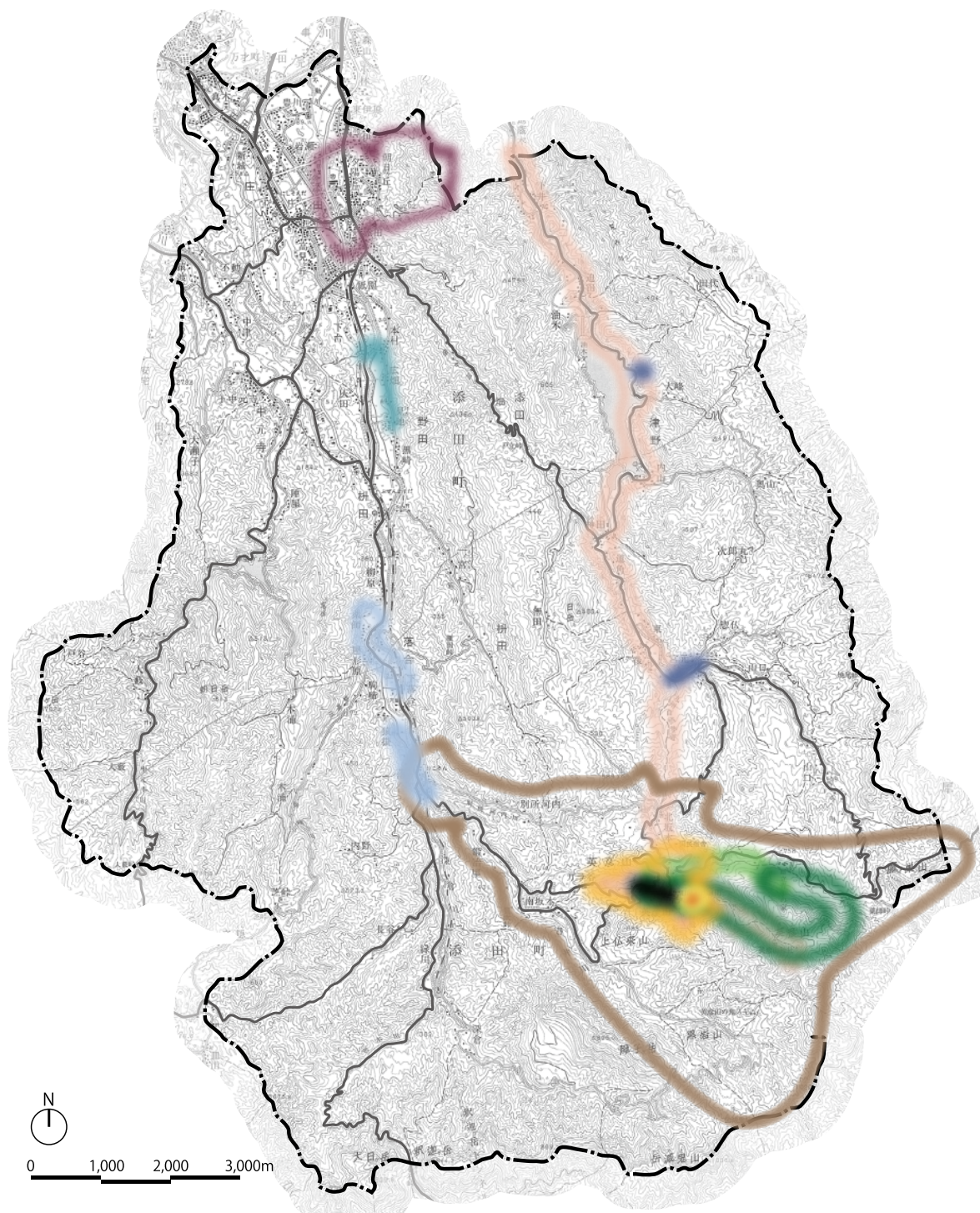
英彦山権現講は、「十方檀那^{じっほうだん な}」と称された信者が英彦山参りのために各村々で作った信仰組織のことで、九州一円 42 万軒にも達し、毎年、九州の各地域にある英彦山権現講の代表者が参詣する「英彦山詣で」が脈々と受け継がれている。英彦山権現講の参詣は、英彦山参詣路を通して英彦山神宮を参拝するもので、時代の移ろいの中で参詣する様相は変化しているものの、英彦山を参詣する光景から英彦山信仰を感じ取ることができ、歴史的風致が形成されている。

6) 高住神社にまつわる歴史的風致

高住神社は、古来より英彦山信仰において重要な役割を果たしている。牛馬信仰の中心として農村部から多くの参詣者を集めており、神幸祭においては、高住神社の参道から英彦山神宮銅鳥居、御旅所^{おたびしよ}へと長い距離を神幸し、神輿巡幸や稚児舞^{ちこまい}等のきらびやかな光景や牛くじといった牛馬に関するの篤い信仰^{はいぶつ きしやく}をみることができる。

豊前坊採燈護摩供^{ぶぜんぼうさい と ご ま く}は、明治の廃仏毀釈の難にあいながらも、修験道の修法を現在まで伝えている儀式であり、かつての山伏たちの修行の様子をしのぶことができる。

このように、現在まで続く高住神社にまつわる行事は、周辺の建造物と一体となり、歴史的風致を形成している。



凡例

【歴史的風致】

1. 英彦山神宮まつわる歴史的風致

1-1. 柱松神事にみる歴史的風致

1-2. 御潮井採りにみる歴史的風致

1-3. 御田祭にみる歴史的風致

1-4. 神幸祭にみる歴史的風致

2. 添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致

3. 英彦山水系流域と民俗芸能にみる歴史的風致

3-1. 津野神楽にみる歴史的風致

3-2. 落合獅子楽にみる歴史的風致

3-3. 野田獅子楽にみる歴史的風致

4. 彦山踊りにみる歴史的風致

5. 英彦山権現講をはじめとする英彦山詣でにみる歴史的風致

6. 高住神社まつわる歴史的風致

6-1. 神幸祭(豊前坊丑日祭)にみる歴史的風致

6-2. 豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致

図 本町の歴史的風致の分布

（２）重点区域の位置

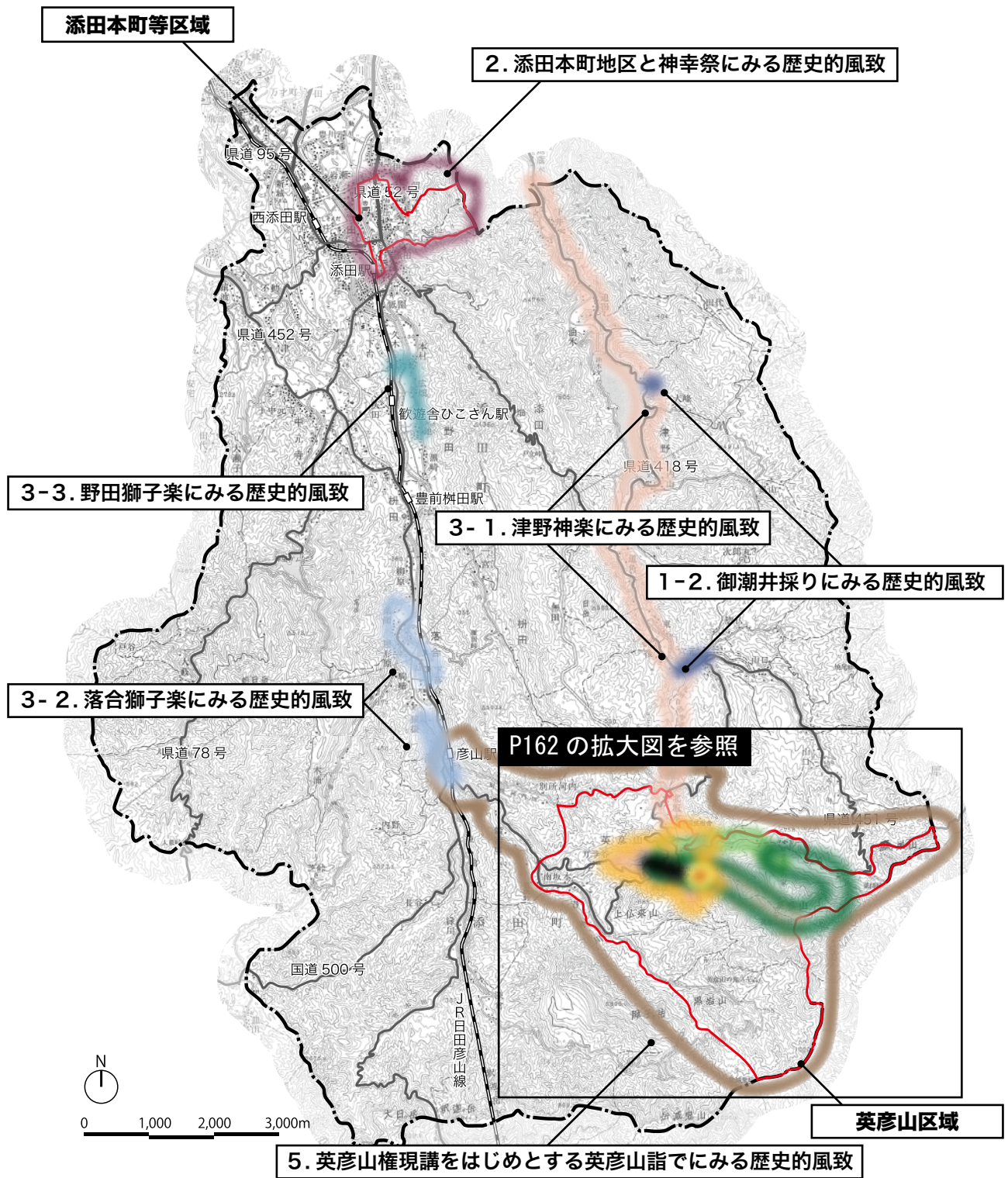
本計画における重点区域は、重要文化財をはじめとする文化財が数多く集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、特に歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策が必要であり、施策を一体的に推進することで歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる区域を設定する。

本町の維持向上すべき歴史的風致は、前述のとおり 6 つの歴史的風致が息づいており、その中でも本町の中心的な存在であり古くから信仰を集める霊峰「英彦山」には、「英彦山神宮にまつわる歴史的風致」と「彦山踊りにみる歴史的風致」、「英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致」、「高住神社にまつわる歴史的風致」の 4 つの歴史的風致が息づいている。これらの歴史的風致は、修験道の興隆により形成された英彦山神宮奉幣殿をはじめとするさまざまな社殿や、門前町の宿坊等の歴史的建造物等を共通の活動舞台として、松会祈年祭や英彦山権現講による英彦山詣で、採燈護摩供等の活動が地域の人々により脈々と受け継がれている。

一方、本町の中心地である添田本町には「添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致」が息づいている。添田本町は、英彦山への往来により形成された平野部の日田道沿いに、往時の面影を残す町家等の歴史的建造物が、岩石城の城下町として形成された町割りと共に継承されており、祇園祭の流れを受け継いでいる独特の神幸祭が地域住民等により大切に受け継がれている。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置等の施策展開や地域住民等の考えにより、これまで維持向上を図ってきたが、英彦山の社殿や宿坊、添田本町の伝統家屋等の減少、老朽化の進行、少子高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退、神幸祭等の伝統的行事や神楽等の民俗芸能の後継者不足などにより、本町固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。また、これらの歴史的風致は、情報発信不足などにより、町民のみならず他市町村から訪れる人々の認識も低下しており、その価値や継承する大切さを共有できていない。

そのため本計画では、これらの課題を解決するとともに、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的風致が多く集積している「英彦山区域」と、本町の中心市街地である「添田本町等区域」を重点区域として設定する。これにより、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



凡例

【歴史的風致】

1. 英彦山神宮にまつわる歴史的風致

- 1-1. 柱松神事にみる歴史的風致
- 1-2. 御潮井採りにみる歴史的風致
- 1-3. 御田祭にみる歴史的風致
- 1-4. 神幸祭にみる歴史的風致

3. 英彦山水系流域と民俗芸能にみる歴史的風致

- 3-1. 津野神楽にみる歴史的風致
- 3-2. 落合獅子楽にみる歴史的風致
- 3-3. 野田獅子楽にみる歴史的風致

5. 英彦山権現講をはじめとする英彦山詣でにみる歴史的風致

6. 高住神社にまつわる歴史的風致

- 6-1. 神幸祭(豊前坊丑日祭)にみる歴史的風致
- 6-2. 豊前坊探燈護摩供にみる歴史的風致

【重点区域】

- 重点区域

図 重点区域の関係

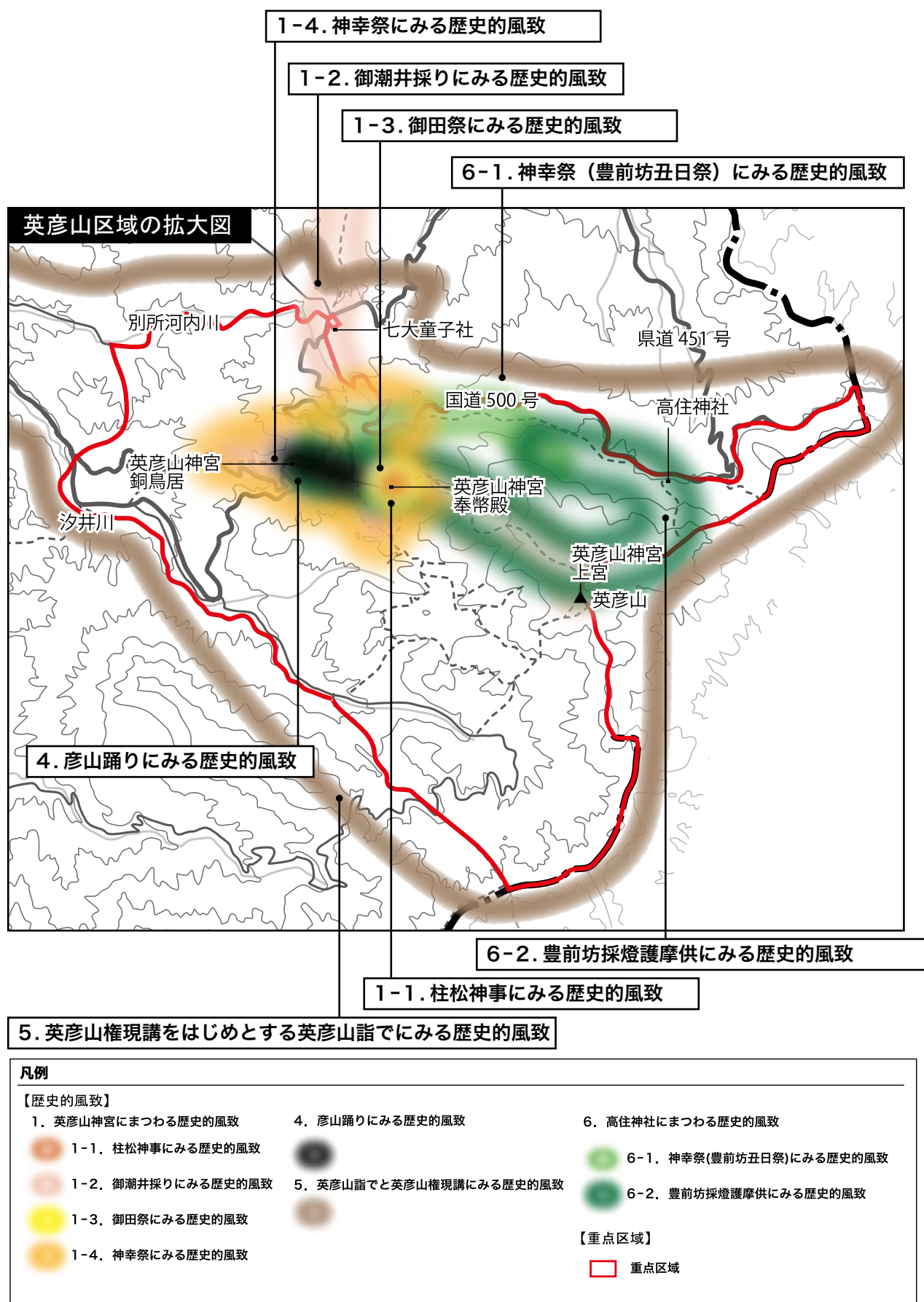


図 重点区域「英彦山区域」の位置

2. 重点区域の区域

(1) 英彦山区域

英彦山区域は、「柱松神事にみる歴史的風致」と「御潮井採りにみる歴史的風致」、「御田祭にみる歴史的風致」、「神幸祭にみる歴史的風致」、「彦山踊りにみる歴史的風致」、「英彦山権現講をはじめとする英彦山詣でにみる歴史的風致」、「神幸祭（豊前坊丑日祭）にみる歴史的風致」、「豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致」の8つの維持向上すべき歴史的風致が相互に重なり合う地域を重要な場所として設定する。

英彦山区域は、英彦山をはじめとする豊かな自然環境の中に、重要文化財の英彦山神社銅鳥居から英彦山神社奉幣殿を結ぶ英彦山神宮の参道と、その沿道に宿坊や土産屋、旅館等が建ち並ぶ門前町を共通の舞台として、柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭から成る松会祈年祭、英彦山権現講の英彦山詣でが今日まで受け継がれている。また、英彦山の北側に位置する高住神社では、護摩壇や参道の下に位置する旅殿までを往来する神幸祭が行われている。

これらの歴史的風致は、社殿や宿坊等の歴史的建築物、石垣等の工作物の損傷が進行するとともに、参道沿いの石垣が近代的な擁壁となる等の景観を阻害する要素が見られ、歴史的風致を感じにくくなっている。また、歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインが老朽化したり、未設置のものも存在していることから、歴史的風致を認識することも困難な状況となっている。

そのため、区域の設定にあたっては英彦山神宮の参道を中心としつつ、英彦山の山頂に鎮座する英彦山神宮上宮や関連する歴史的建造物等を包含する区域とし、古くから英彦山としての地域のつながりを示す古地図『英彦山境界絵図』を参考に区域を設定する。

英彦山区域の区域は、北側を別所河内から北坂本へ至る道路と北坂本神社の敷地境界、南側へ至る県道 418 号、北坂本集落内の道路、ひこさんホテル和の敷地、国道 500 号を結ぶ区域とし、西側を別所河内から南坂本へ至る山林内を通る道路とし、南側を汐井川と登山道で結ぶ区域とし、東側を英彦山を中心とした尾根沿いとして、その区域を設定する。

名称 英彦山区域

面積 約 1,177.2ha

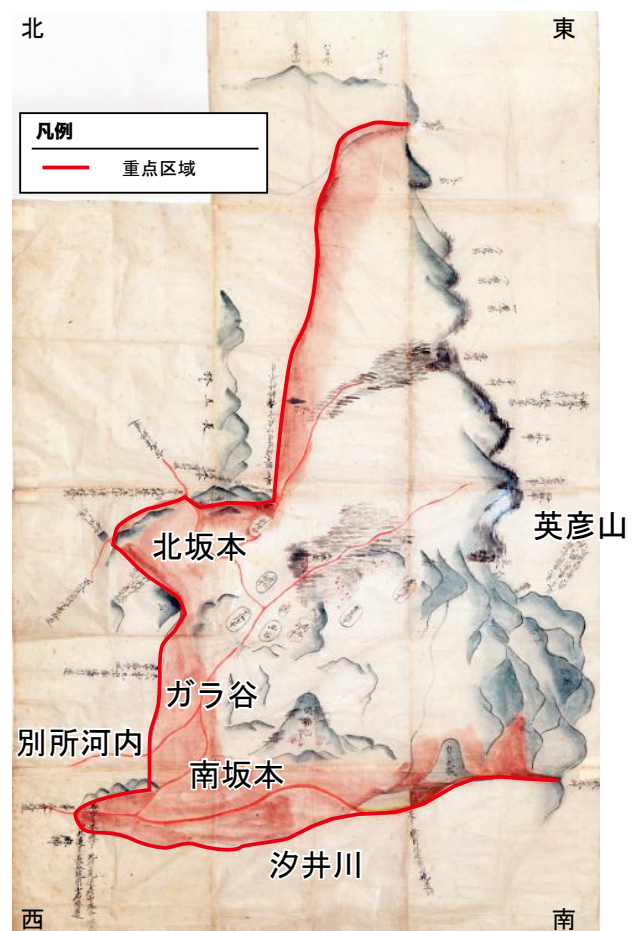
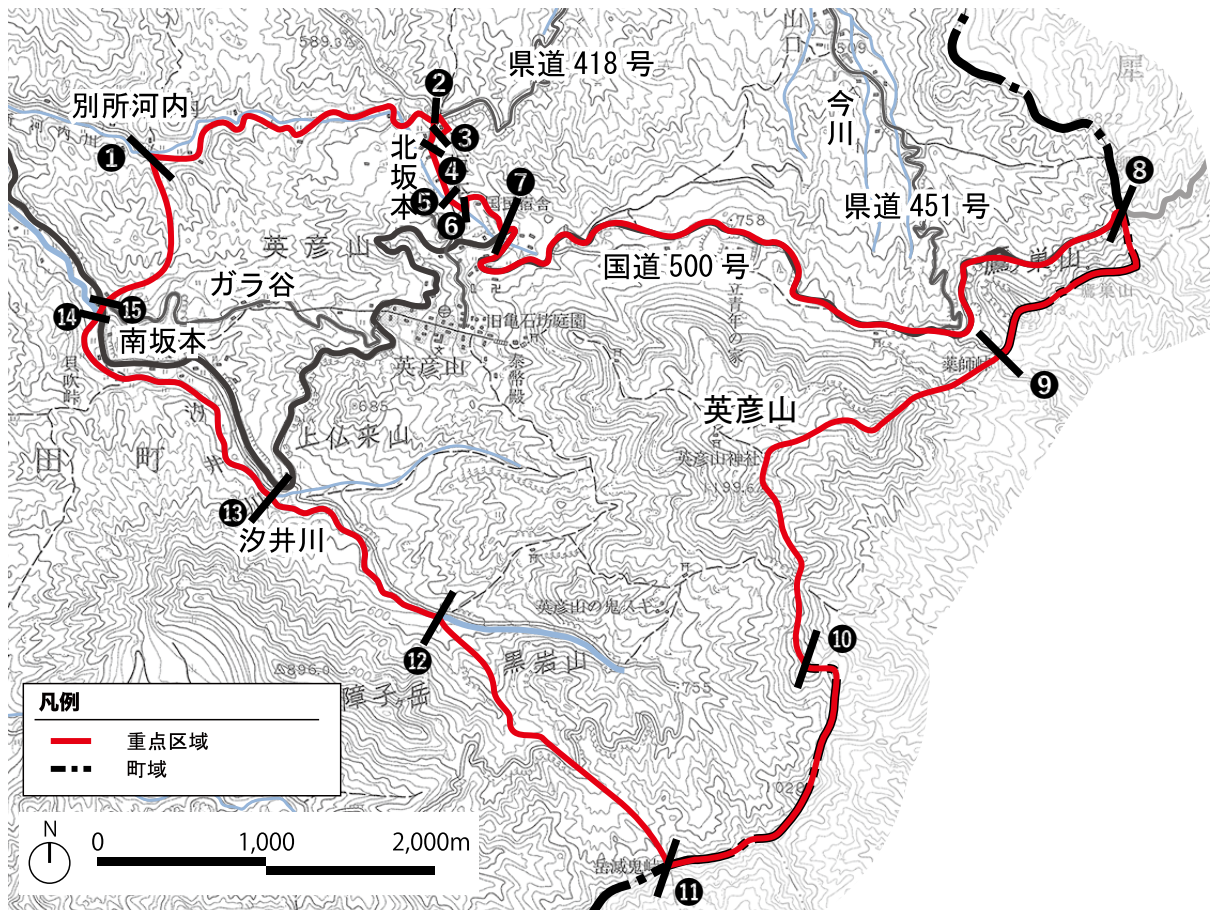


図 重点区域「英彦山区域」の範囲と古地図『英彦山境界絵図』の関係



区間	区域（境界）の位置
① — ②	道路中心線
② — ③	北坂本神社の敷地境界線
③ — ④	県道 418 号の道路中心線
④ — ⑤	北坂本集落内の道の中心線
⑤ — ⑥	別所河内川の河川の中心線
⑥ — ⑦	ひこさんホテル和の敷地境界線
⑦ — ⑧	国道 500 号の道路中心線
⑧ — ⑨	行政境
⑨ — ⑩	尾根沿い
⑩ — ⑪	行政境
⑪ — ⑫	尾根沿い
⑫ — ⑬	谷筋の水路から汐井川
⑬ — ⑭	汐井川の河川の中心線
⑭ — ⑮	汐井川と道路を結ぶ垂線
⑮ — ①	道路中心線

図 重点区域「英彦山区域」の範囲

（２）添田本町等区域

添田本町等区域は、「添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致」が位置し、本町の中心市街地をなす地域を重要な場所として設定する。

添田本町等区域は、岩石城の城下町に端を発し、添田手永として現在の添田本町形成の礎となる町割りが形成され、主要街道に建ち並んだ町家のある町並みを活動舞台として、神幸祭が現在も受け継がれている。

この歴史的風致は、日田道沿いに立地する町家等の歴史的建造物の損傷が進行するとともに、伝統様式でない住宅が増加することで、歴史的な町並みが失われつつある。歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインが老朽化したり、未設置であることから、歴史的風致を認識することも困難となっている。また、岩石城の城下町として整備された歴史的背景などの認識が困難になっている。

そのため、区域の設定にあたっては日田道を中心としつつ、岩石城跡と城下町のまとまりを認識でき、白山神社等の社寺や神幸祭の経路を包含する区域とし、古くから添田本町としての地域のつながりを示す古地図『大絵図』(明治初年頃) (添田本町) を参考に区域を設定する。

添田本町等区域の区域は、北側を岩石山^{がんじゃくさん}から下る登山道と清水川^{しみずがわ}、日田道沿道に接する敷地背面の農地を含む敷地境界、道路を結ぶ区域とし、西側を岩瀬^{いわせ}から添田駅へ至る道路と町役場を包含する道路、添田駅へ至る道路を結ぶ区域とし、南側を添田駅から添田公園へ至る道路と岩石山へ上る登山道を結ぶ区域とし、東側を行政界として、その区域を設定する。

名称 添田本町等区域

面積 約 124.3ha

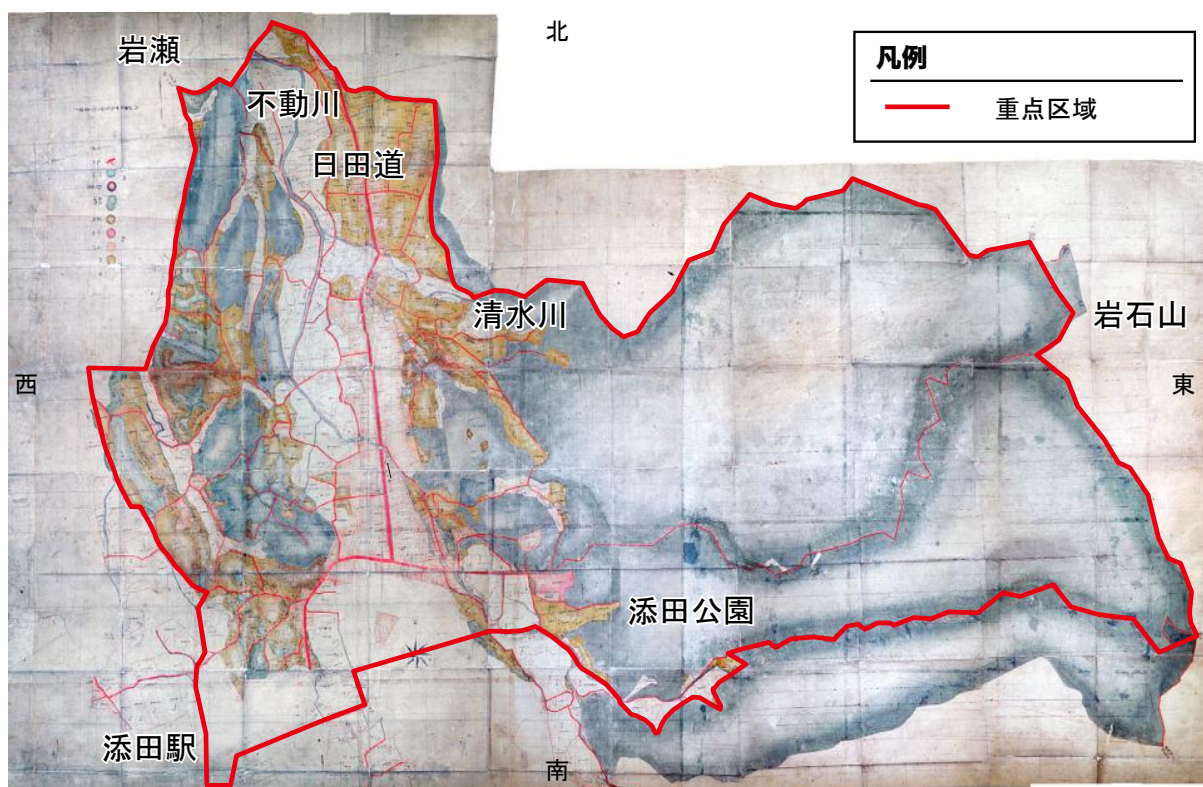
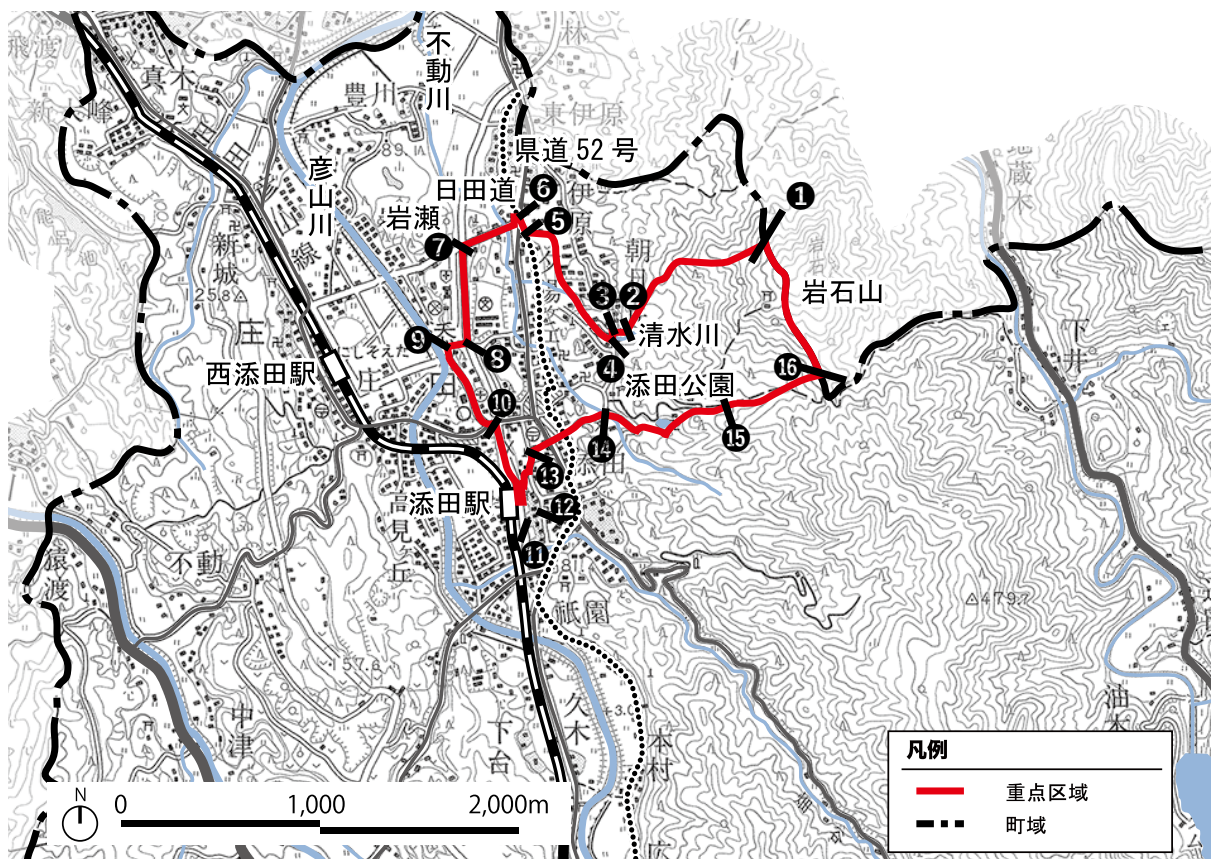


図 重点区域「添田本町等区域」の範囲と古地図『大絵図』(明治初年頃) (添田本町) の関係



区間	区域（境界）の位置
① — ②	登山道の中心線
② — ③	清水川の河川の中心線
③ — ④	道路中心線
④ — ⑤	宅地・農地の境界線
⑤ — ⑥	道路中心線
⑥ — ⑦	道路中心線
⑦ — ⑧	道路中心線
⑧ — ⑨	道路中心線
⑨ — ⑩	道路中心線
⑩ — ⑪	道路中心線
⑪ — ⑫	道路中心線
⑫ — ⑬	道路中心線
⑬ — ⑭	道路中心線
⑭ — ⑮	添田公園の境界線
⑮ — ⑯	登山道の中心線
⑯ — ⑰	行政境

図 重点区域「添田本町等区域」の範囲

3. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

本計画における重点区域は、本町のシンボルである「英彦山区域」と中心市街地である「添田本町等区域」の二つの区域である。

本町を代表するこの二つの重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境を一体的、かつ重点的に取組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、町外からの歴史的風致に対する評価が高まることが期待される。そして、歴史的風致の評価が高まることにより、町外から観光等を目的とした交流人口の増加へとつながり、地域の活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、歴史的風致に対する町民の意識改革が図られ、町民の町に対する愛着や誇りが育まれることを期待する。これにより、祭り行事等の地域行事への積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

本町を代表するこの二つの重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民等のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては本町の歴史・文化を活かしたまちづくりを強く推進することが可能となる。

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み

(1) 都市計画法

本町の都市計画区域は、東側に位置する津野地区を除く地域が指定されているが、都市計画区域内であっても、区域区分や用途地域は定めていない。

本計画における「英彦山区域」と「添田本町等区域」の二つの重点区域は、都市計画区域内に含まれており、都市計画区域マスタープランにおいて、英彦山区域は「緑とレクリエーションの拠点」として、添田本町等区域は「田園集落ゾーン」として位置づけられている。

これからも都市活動と調和を図りながら歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていくため、住民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行い、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進を図る。

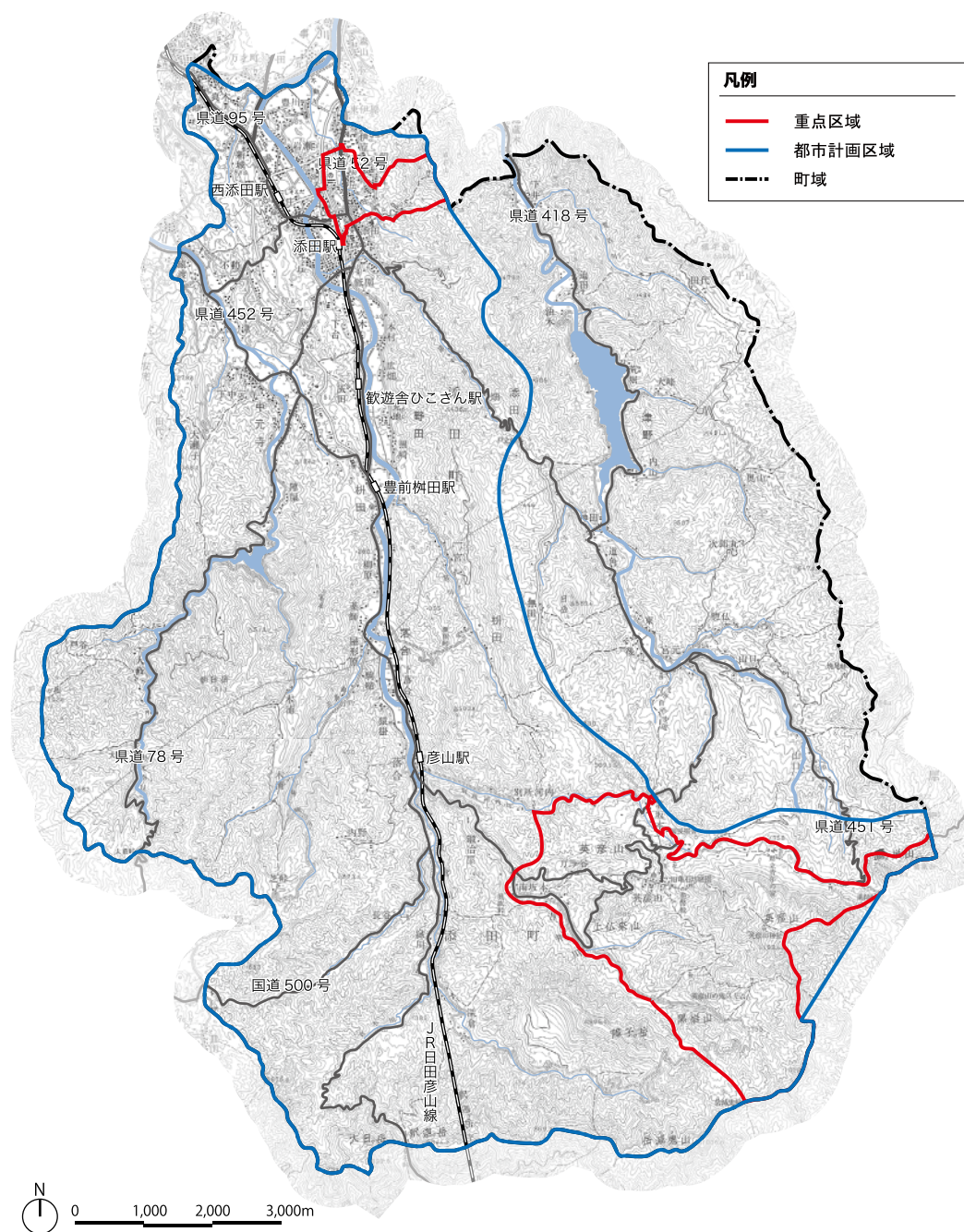


図 都市計画区域と重点区域

(2) 景観法

本町の景観計画区域は、町域全域が指定され、添田町景観条例によって対象行為の届出制度等の事務手続きを本町が担っている。

本計画における「英彦山区域」と「添田本町等区域」の二つの重点区域は、景観形成重点区域の指定候補地として位置づけられている。

景観計画区域においては、建築物等の新築、増築、改築又は移転、外観を変更する模様替え、色彩変更、開発行為、太陽光・水素等発電施設、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積を対象に景観の届出が必要となる。これにより、重点区域内の良好な景観形成の誘導、適正な維持管理に努める。

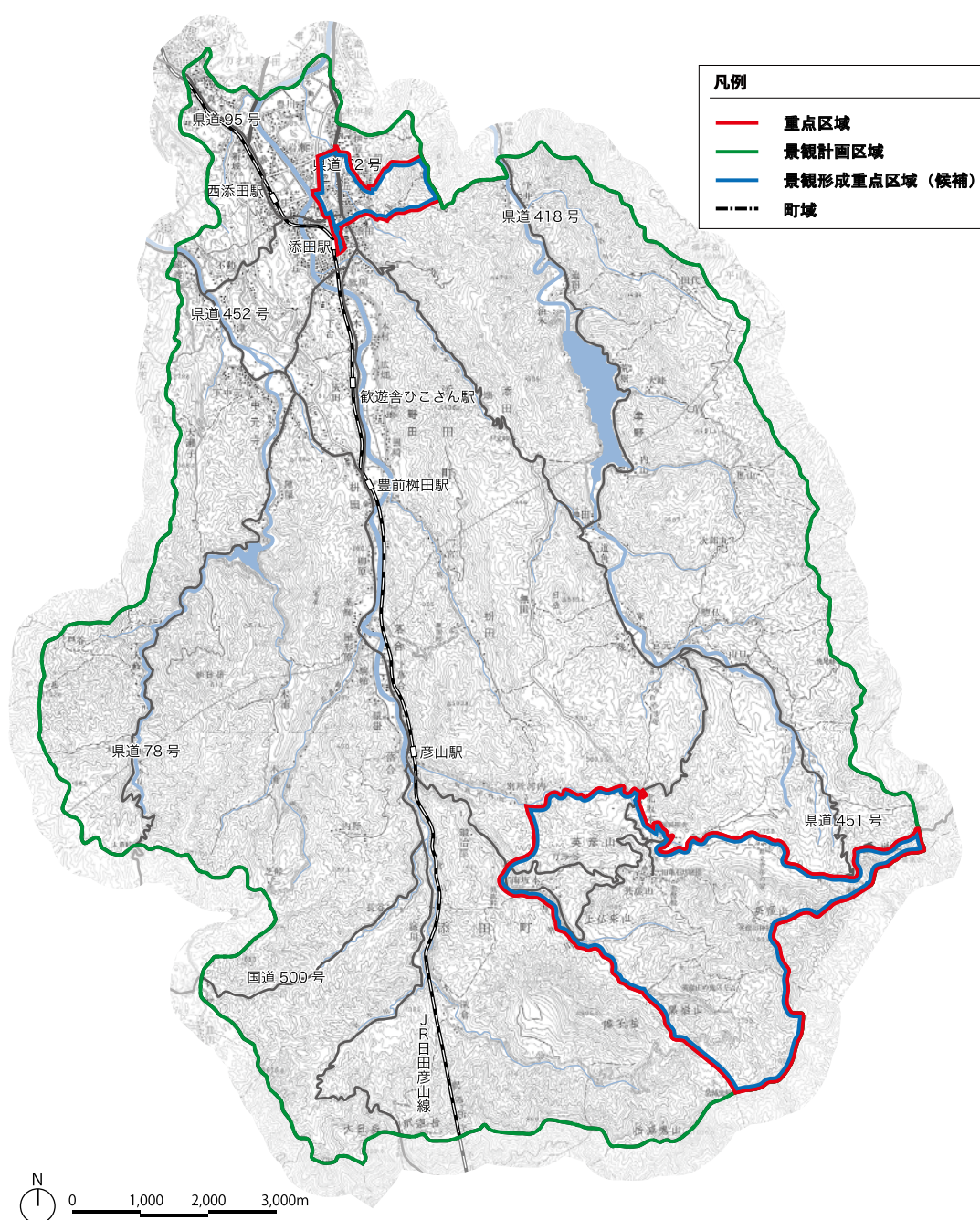


図 景観計画区域と重点区域

(3) 屋外広告物法

本町における屋外広告物の規制は、福岡県屋外広告物条例によって規制されており、その許可等の事務手続きを本町が担っている。

福岡県屋外広告物条例では、「禁止地域」と「許可地域」の二つの地域区分がされている他、屋外広告物の表示が禁止される「禁止物件」、社会生活を営む上で必要とされる最小限の広告物は規制の対象外とされる「適用除外広告物」について定められている。

重点区域内においては、下表に示す規制がされている。これにより、重点区域内の屋外広告物が規制され、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も福岡県屋外広告物条例に基づく各規制に沿って、良好な景観形成の誘導、適正な維持管理に努める。

表 福岡県屋外広告物条例の規制内容と重点区域

		英彦山区域	添田本町等区域
地域区分	禁止地域 (条例第4条第1項)	古墳及び墓地	古墳及び墓地
	許可地域 (条例第5条)	次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ・景観法の規定による景観計画区域 ・文化財保護法により指定された国指定の史跡、名勝天然記念物の地域 ・国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場 ・官公署及び学校の敷地内	次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ・景観法の規定による景観計画区域 ・国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場 ・官公署及び学校の敷地内 ・知事が指定する県道八女香春線のうち添田町の区間の両側 500m 以内の地域
物件区分	禁止物件 (条例第4条第2項)	次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 ○広告物を表示してはならない物件（抜粋） ・橋、トンネル、高架構造物及び分離帯 ・街路樹、路傍樹及び保存樹 ・信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー ・電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト 他 ○立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件 ・街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの	
	禁止広告物 (条例第6条)	次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。 ・著しく汚れ、退色し、又は塗装等がはく離したもの ・著しく破損し、又は老朽化したもの ・倒壊又は落下のおそれがあるもの ・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの ・道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの	
	広告物の規格 (条例第9条)	次に掲げる広告物又は掲出物件について、知事がある表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について規格を設けたときは、その規格によらなければならない。（ここでは、規格の内容は省略） ・広告塔 ・広告板 ・建築物の壁面を利用するもの ・電柱類を利用するもの ・立看板 ・はり紙、はり札その他これに類するもの ・建物から突出する形式のもの ・自動車の外壁を利用するもの	

(4) 自然公園法

自然公園法に基づく国定公園として、本町の南部に位置する英彦山周辺一帯が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、その区域内は特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に区分されている。当公園は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣により指定されており、その環境は、対象区域内における工作物の新築や木材の伐採等の行為を行う場合、許可の対象とすることで保全が図られている（次頁表参照）。

本計画の重点区域である「英彦山区域」は、全ての範囲が国定公園の区域と重複している。これにより、重点区域内の風景地が保全され、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も福岡県と協議を行いながら、適正な維持管理に努める。

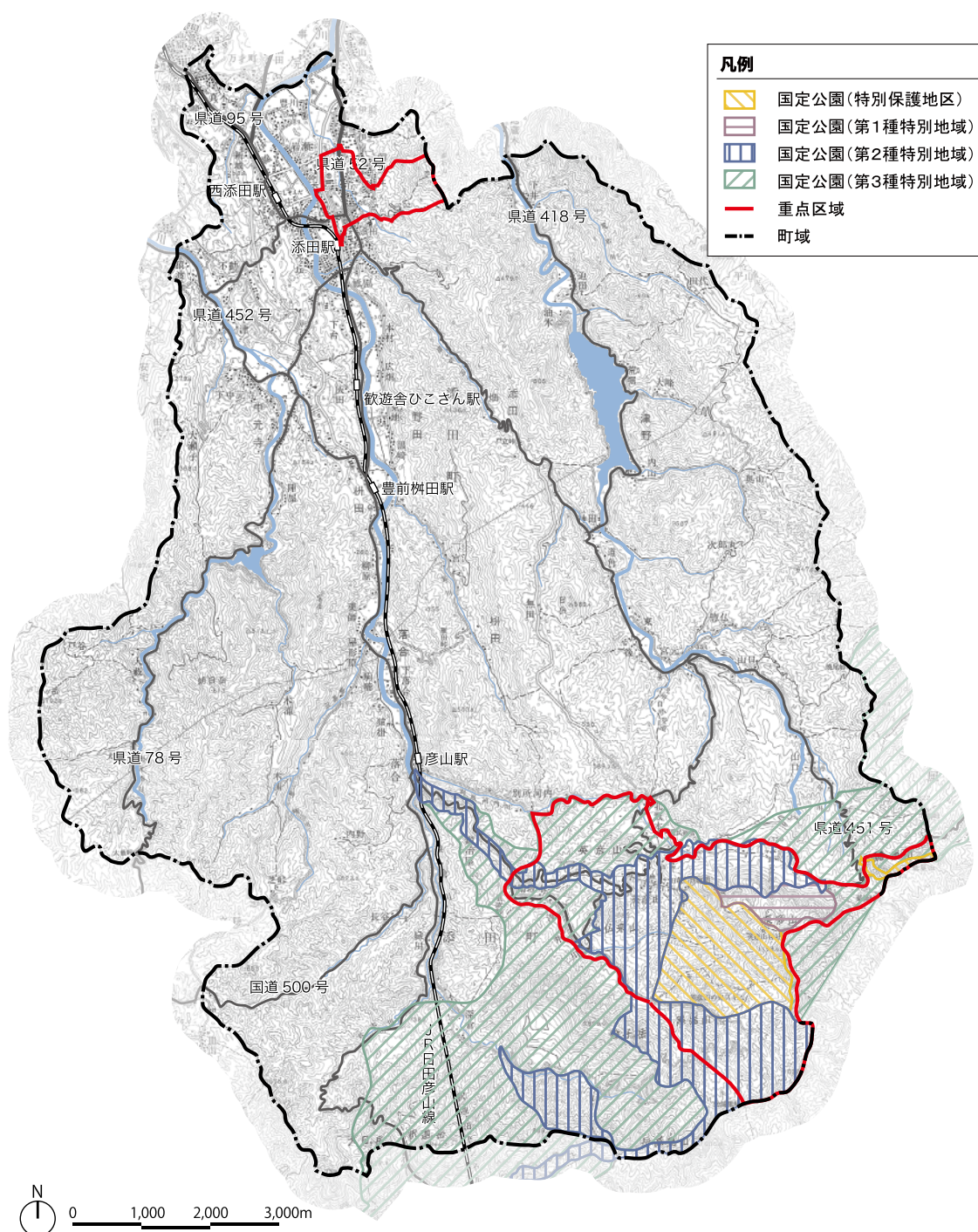


図 重点区域と国定公園

表 地域区分と行為規制

地域区分	説明	行為規制
特別保護地区	特に嚴重に景観の保護を図る必要のある地区	許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可している。
第1種特別地域	特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い。
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。 地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所については、各種の条件を付して許可することがある。
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様。
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）	事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる。

表 許可申請・届出を要する各種行為一覧（●：許可 ▲：届出）

行為の種類			
	特別保護地区 法第21条第3項	特別地域 法第20条第3項	普通地域 法第33条第1項
工作物の新築、改築、増築	●	●	▲ (大規模な)
木竹の伐採	●	●	
指定地域での木竹の損傷		●	
鉱物や土石の採取	●	●	▲
河川、湖沼の水位・水量の増減	●	●	▲ (特別地域内の)
指定湖沼への汚水の排出等	●	●	
広告物の設置・表示	●	●	▲
屋外での指定物の集積・貯蔵		●	
水面の埋立等	●	●	▲
土地の形状変更	●	●	▲
指定植物の採取等		●	
指定地域での指定植物の植栽・播種		●	
指定動物の捕獲等		●	
指定区域での指定動物の放出		●	
屋根、壁面等の色彩の変更	●	●	
指定する区域への立入	●	●	
指定区域での車馬等の乗り入れ		●	
政令で定める行為	●	●	
木竹の損傷	●		
木竹の植栽	●		
動物の放出（家畜の放牧を含む）	●		
物の集積又は貯蔵	●		
火入れ、たき火	●		
木竹以外の植物の採取等	●		
木竹以外の植物の植栽・植物の播種	●		
動物の捕獲等	●		
馬車等の乗り入れ	●		
地域指定拡張の際の既着手行為	▲ 法第21条第6項 事後（3月以内）	▲ 法第20条第6項 事後（3月以内）	
非常災害のための応急措置	▲ 法第21条第7項 事後（14日以内）	▲ 法第20条第7項 事後（14日以内）	
木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く）		▲ 法第20条第8項	

（５）森林法

本町の保安林は、本町の南部の山々や岩石城周辺等が指定されている。保安林は、森林法に基づき、水源の涵養^{かんよう}や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、その環境は、対象区域内における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為を行う場合、許可の対象となることで保全が図られている。

本計画の重点区域における「英彦山区域」は、多くの範囲が保安林として指定され、また「添田本町等区域」は、岩石城の麓の斜面林が保安林として指定されている。これにより、重点区域内の森林が保全され、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も保安林としての機能を生かしながら、適切な間伐等の維持管理の推進により、森林環境の保全に努める。

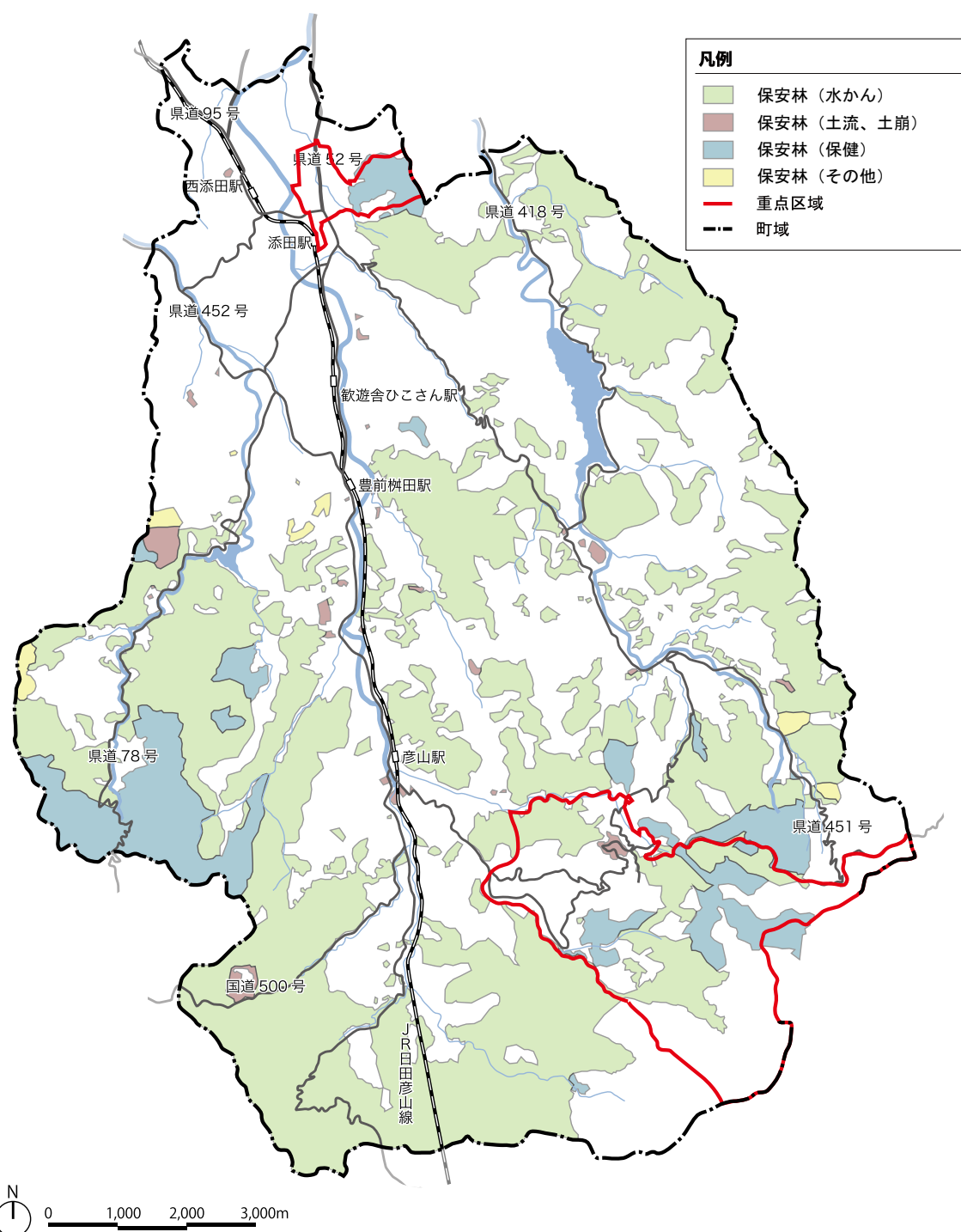


図 保安林区域と重点区域